

愛知県人権尊重の社会づくり条例

について

青木有加(弁護士)

1 愛知県の人権条例制定に向けた動き

愛知県は、昨年8月と10月に愛知の人権施策に関する有識者会議を開催し、愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)骨子案を発表した。上記骨子案について、10月27日から11月26日まで県民意見募集(パブリックコメント)を実施し、12月15日有識者会議を開催した。有識者会議の結果及び県民意見募集の結果概要は、愛知県のウェブサイトに掲載されている。12月の有識者会議では、『愛知県人権尊重の社会づくり条例(仮称)』素案について(以下「素案」という。)が配布され、知事から2022年2月の愛知県議会での制定を目指しているという発言があったということが報告された。

2 今回の愛知県の人権条例の目的

素案前文は、「今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに、インターネットの発達や、地域社会及び経済社会の変化によって、人権に関する課題が複雑化及び多様化している。こうしたあらゆる不当な差別の解消と人権に関する課題の解消のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進し、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会を実現することは、県民全ての願いである。」とあり、様々なマイノリティに対する不当な差別の解消、インターネットによる人権侵害といった現代の人権課題に対応することを目指した条例で、人種差別としてのヘイトスピーチの問題に対処するとどまらない包括的な人権条例である。本来ならば、素案前文で触れられている各人権課題について記述すべきであるが、本稿では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、記述する。

3 ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチとは歴史的・構造的に差別されてきた人種、民族、社会的出身、国籍、性別、性的指向、障害などにおけるマイノリティの集団・個人に対する、その属性を理由とする差別を扇動する表現である。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向

けた取組の推進に関する法律(以下「解消法」という。)が、2016年に成立した。解消法は日本以外の国若しくは地域にルーツを有する者(本邦外出身者)に対するヘイトスピーチの解消を目指す(以下の記述では、本邦外出身者に対するヘイトスピーチを単にヘイトスピーチと記述する。)いわゆる「理念法」で、ヘイトスピーチを禁止する規定はなく、ヘイトスピーチに対して過料や刑事罰といった制裁を課す規定もない。解消法2条は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長・誘発する目的で、公然と、生命・身体・自由・名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知する言動、本邦外出身者を著しく侮辱する言動、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する言動を、不当な差別的言動と定義する。法務省は解消法2条についても参考情報をウェブサイトで公表している。

4 ヘイトスピーチの害悪

解消法前文は、被害を受けた被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせているとしている。

ヘイトスピーチは、“その属性を有する者が個人として尊重されることがそもそもない”というメッセージを持つ表現であり、マイノリティが受け続ける被害は甚大である。また、マジョリティが被害に対して鈍感であることは、指摘されているが、私も実感するところである。

被害者が被害を訴えることは非常に大きな困難が伴う。実際に、インターネットのニュース記事のコメント欄に日常的にヘイトスピーチが書き込まれ、ヘイトスピーチの被害を訴えた被害者に対して更に人種差別を動機とする攻撃が行われる。

ヘイトスピーチが書き込まれるウェブサイト、ヘイトスピーチが投稿・拡散される SNS を活用することもマイノリティは困難である。ウェブサイト、SNS を活用した情報の取得、情報の発信、意見の表明、交流は、現代社会に暮らす私たちにとって重要な表現の自由であるが、マイノリティの情報発信はヘイトスピーチの攻撃の対象となるため、その攻撃を避けるためにマイノリティは利用を控えることになり、行動が制約されている。

ヘイトスピーチは、マイノリティに対する差別感情と暴力を扇動する。ここ数年の間にも、差別的動機による犯罪(ヘイトクライム)が発生した。2017年イオ信用組合の愛知県内の店舗に入った者が灯油を浸した布をカウンター内に投げるといった事件が発生した。火はすぐに消し止められたが、店内に従業員がいた。2021

年7月に名古屋市内の在日本大韓民国民団の施設の敷地内に火がつけられるという事件が発生し、この事件で器物損害罪で起訴された者は、同年8月に京都府宇治市のウトロ地区の建物にも火をつけた事件で非現住建造物放火の罪で起訴された。

ヘイトスピーチによってマイノリティによる表現や様々な行動が制約される状況では、多様性がある社会とは言えない。ヘイトスピーチは多様性ある社会の実現を阻害する。

5 各地方自治体の条例

解消法は、地方公共団体に、ヘイトスピーチ解消に向けた取組と地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるよう規定している。

条例としては、2016年7月施行の大阪市条例は、条例で定義するヘイトスピーチに該当すると判断したときに、拡散防止のために必要な措置をとることができ、その表現行為がヘイトスピーチに該当する旨、表現内容の概要及びその拡散防止のためにとられた措置並びに表現行為を行った者の氏名・名称を公表するとしている。2017年香川県観音寺市は公園条例を改正し、公園で人種、国籍その他の出自を理由とする不当な差別的取扱いを誘発し、又は助長するおそれのある行為をすることを禁止し違反する場合は5万円以下の過料を科すこととした。2018年10月公布の東京都条例は、解消法2条のヘイトスピーチに対し拡散防止のための必要な措置を講ずるとともにヘイトスピーチの概要等を公表するとしている。2019年12月施行の川崎市条例は、対象のヘイトスピーチを場所や方法を具体的に規定し明確にした上で、これを禁止し、違反した場合に勧告し、勧告に従わなかった場合は命令を行い、命令に従わなかった場合には命令を受けた者の氏名・名称・住所等の公表や50万円以下の罰金が課せられるとしている。

6 愛知県の取組について

解消法成立直後の2016年5月30日、大村知事は、「ヘイトスピーチというのは、先ほどの話題とも同じかもしれませんが、人権侵害だと思います。表現の自由を逸脱していると思います。これは先日も申し上げたとおりだと思います。ですから、今回こういったヘイトスピーチの解消を目指す法律が成立したということは大変有意義だと思いますし、こういった形のものが頻発するということになれば、我々としては更にそれに踏み込んだ対応をしていかなければならないのではないかと考えております。」と発言した。公の施設の利用許可に係る審査基準を改正し、「催し物の内

容」が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるもの」については、公の施設の利用は許可しないことが規定された。ただ、2019年10月にウィルあいちを利用許可された団体の催しでコリアンを差別するカルタの展示が行われた。これに対し、大村知事は、「ヘイトに当たり、わかった時点で中止を指示すべきであった。」と発言した。また、インターネット上の不当な差別、誹謗中傷等を防止するための対応を検討するために、差別を助長する書き込みのモニタリングを2021年度に試行的に実施した。今回愛知県が包括的人権条例の中でヘイトスピーチ解消のための条項を盛り込んだことは、これまでの愛知県の取組を更に進めるものとして評価することができる。

素案では、県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行動、集団示威運動等の方法で行われた解消法2条のヘイトスピーチに対して、概要等の公表をするという規定が存在する。表現行為者の氏名・名称等の公表を行う規定はない。また、ヘイトスピーチを禁止する規定も、過料や刑事罰といった制裁を課す規定もない。

報道で確認できるだけでも愛知県では、この数年の間に、解消法2条のヘイトスピーチが行われた街頭宣伝が確認でき、マイノリティが被害者となった犯罪が発生した。このような実情を踏まえると、より実効的な対応が必要である。素案と同内容の条例が成立した場合も、愛知県のヘイトスピーチの解消に向けた取組が前進するように強く願っている。

